

入札説明書

最上川流域・下流流域下水道施設維持管理業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令及び規則に基づくもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当課

〒994-0079 天童市大字大町字西原 1915

公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所 維持管理課

電話番号 023-654-8400

2 概要

(1) 調達をする役務の名称

- ① 最上川流域下水道施設(山形処理区)維持管理業務
- ② 最上川流域下水道施設(村山処理区)維持管理業務
- ③ 最上川流域下水道施設(置賜処理区)維持管理業務
- ④ 最上川下流流域下水道施設(庄内処理区)維持管理業務

(2) 場所

- ① 天童市大字大町字西原 1915 外
- ② 村山市大字大久保字寄込 3876 外
- ③ 南陽市宮崎 248-2 外
- ④ 東田川郡庄内町家根合字大下 11 外

(3) 内容

落札者が実施する役務の内容は、以下のとおりとする。なお、具体的な内容については、「維持管理業務共通仕様書」等に示すものとする。

- ア 運転管理業務
- イ 水質等試験業務
- ウ 消耗品の調達・管理業務
- エ 保守点検業務（日常点検、定期点検）
- オ 産業廃棄物収集運搬補助業務
- カ 見学者案内
- キ 維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理、協力
- ク その他の業務
清掃、緊急時対応、植栽管理、除雪、保安等

3 入札日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	場 所	備 考
入札公告	令和2年1月27日(月)	下水道事業所掲 示板並びにホーム ページ	
入札説明書等の配布期間	令和2年1月27日(月)から 令和2年2月17日(月)まで	下水道事業所 維持管理課 ※USB 等持参 電子媒体への配 布	県の休日を除く 9:00～16:30 (最終日は 14:00 まで)
入札説明会	令和2年2月5日(水) 午後1時30分	下水道事業所 会議室	
質問受付期間	令和2年1月27日(月)から 令和2年2月 7日(金)まで	下水道事業所 維持管理課	県の休日を除く 9:00～16:30
質問回答期限	令和2年2月12日(水)		
一般競争入札参加資格 確認申請書提出期限	令和2年2月17日(月) 午後2時	下水道事業所 維持管理課	
一般競争入札参加資格 確認結果通知期限	令和2年2月20日(木)		
入 札 ① 山形処理区 ② 村山処理区 ③ 置賜処理区 ④ 庄内処理区	令和2年2月25日(火)午前10時 令和2年2月25日(火)午前10時30分 令和2年2月25日(火)午前11時 令和2年2月25日(火)午前11時30分	下水道事業所 会議室	
開 札	入札に同じ	入札に同じ	
契約締結	令和2年4月1日(水)		

※ 入札説明会に参加する者は、入札説明書等を持参のこと。

4 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告3の(8)及び(9)における同種の業務とは、下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する終末処理場で、標準活性汚泥法による水処理施設（日平均7,000立方メートル以上）及び汚泥脱水処理施設を併せた一連の施設の維持管理業務。

- (3) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

- ア 一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書（様式第3の1号又は第3の2号）
- イ 法人登記簿謄本（提出期限1ヶ月以内に交付されたものに限る。）
- ウ 国土交通省に備え付ける下水道処理施設維持管理業者登録簿に登載されていることを示す資料又はその写し。
- エ 公告3の(8)の業務を履行した実績を有することを証する書類（様式第4号）
- オ 公告3の(9)の技術者の実績を有することを証する書類(様式第5号)
- カ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額決定通知書若しくは領収証書の写し。但し、総合評定値通知書の写し（審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。）を以って代えることができる。
- キ 最上川流域・下流域下水道施設維持管理業務共同企業体協定書（例文 様式第6号）の写し（共同企業体の場合に限る。）

※ 共同企業体にあつては、ア、イ及びカの書類は全構成員について提出すること。

- (3) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (4) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

6 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は上記3の期限までに様式第7号により通知する。

7 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、上記3の期限までに契約担当課に様式第1号により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで担当課に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問を受理してから3日以内の日から入札執行の日時までの期間、公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所掲示板において回答書（様式第2号）により掲示する。

8 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞

退する場合は、入札参加辞退書（様式第 10 号）により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した入札参加辞退書に代表者印を押印し、入札執行する日時までに提出するものとする。

- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

9 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（様式第 8 号）による。
- (2) 入札書は持参によるものとする。
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「役務の名称」を記載すること。
- (4) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（様式第 9 号）を提出すること。
- (5) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
- (6) 入札価格には、役務遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。
- (7) 共同企業体による入札の場合は、上記のほか次による。

入札書は、企業体の名称を記入し、全構成員について所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を連記押印すること。

ただし、構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を發したときは、代表者は委任状を入札書に添付し、代表者のみをもって入札を行うことができる。

また、委任状において、復代理人選定に関する権限を代表者に委任した場合にあっては、代表者は構成員の代表並びに従業員のうちから復代理人を選定し、その旨の再委任状を發することができるものとし、復代理人は委任状及び再委任状を入札書に添付し、復代理人のみをもって入札を行うことができる。

10 開札

入札者又はその代理人は開札に立会うものとする。

11 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき 2 通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

12 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格に入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

13 落札者の決定方法

- (1) 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としなない。

14 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県建設技術センター経理規程により指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。
- (6) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。
- (8) 落札者は、決定の日から令和2年3月31日までの期間は、業務引継期間とし、落札者は自己の負担により、現在の施設の維持管理業務受注者から業務の実施に支障を来たさない範囲において、引継を受けることができる。

また、落札者は引継を受けるにつき、山形県建設技術センター又は第三者に及ぼした損害について、山形県建設技術センター又は第三者に対して損害の賠償をしなければならない。